

昭和四十七年政令第五十九号

警察法の一部を改正する法律の施行に伴う
道公安委員会の組織等の特例に関する政令
内閣は、警察法の一部を改正する法律（昭和四
十七年法律第十号）附則第二項において準用する
警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第四十
六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。
警察法施行令（昭和二十九年政令第五十一
号）第三条の二の規定は、道公安委員会につい
て準用する。

附 則

この政令は、警察法の一部を改正する法律
（昭和四十七年法律第十号）の施行の日（昭和
四十七年四月一日）から施行する。